

防災の第一歩は、隣・近所での助け合い

災害時における「自助」「公助」に続き、今月は「共助」について紹介します。

共助とは、災害時にまず自分自身や家族の安全を確保した後に、近所や地域の方々と助け合うということです。6,400人以上の死者・行方不明者を出した1995年1月の阪神・淡路大震災では、地震によって倒壊した建物から救出され生き延びることができた人の約8割が家族や近所の協力によって救出されており、消防、警察及び自衛隊によって救出された方は約2割でした（出典：『平成26年防災白書』）。消防などによる公助は人員・機材に制約があり、どうしても限界があります。そのため、普段から隣・近所同士の挨拶や声かけを行って助け合いができる関係を築いておくことが望ましいです。

2018年北海道胆振東部地震（最大震度7）と道内全域に及ぶ大規模停電（ブラックアウト）による災害を教訓に、北海道は「共助」として、次の3点を提言しています。

- 高齢者などの避難行動要支援者が適切な避難行動をとることができるように、町内会・自治会などの地域住民が相互に連携し支援しましょう。
- 住民が主体となった避難所の運営体制を構築しましょう。
- 自主防災組織の防災活動を通じた地域防災力を強化しましょう。

また、災害時に円滑に助け合いができるように、日常から地域での助け合いについて備えることが大切です。地域で防災計画を作るのがベストですが、自治会単位で防災に関するパンフレットを作って配布するのも効果的です。よかったらお手伝いしますので、お問い合わせください。

防災計画のあらまし

中央防災会議：防災基本計画
道町等自治体：地域防災計画
居住者・事業者：地区防災計画



阪神・淡路大震災における共助の様子

問い合わせ先／役場総務課防災情報係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2（課直通）

釧路地方気象台からのお知らせ

3月25日(火)から天気に関する問い合わせの電話番号が下記のとおり変更しました。
〈自動音声案内〉0 1 1 - 6 7 6 - 5 0 2 5（24時間利用可能）

「ふるさと納税」返礼品協力事業者を募集します

町では、まちの価値向上や魅力を積極的に伝えとともに、本町を応援していただける方を増やすことを目的に、現在の返礼品を更に充実させるための協力事業者を募集します。

応募される場合は下記の日時に「応募用紙」を提出して下さい。なお、返礼品はモノだけではなく、宿泊、体験などのサービスも可能ですが応募には条件がありますので事前にご確認ください。



- 応募用紙・配布場所／役場まちづくり政策課、川湯支所、摩周湖観光協会に用意しています。町ホームページからもダウンロードできます。希望者にメール送信いたします。

- 応募受付日時／4月11日(金)12時までメール送信
(furusato_teshikaga@town.teshikaga.hokkaido.jp)
※都合が合わない場合は問い合わせ先までご連絡ください。HPはこちらから



- 採用の可否は「ふるさと納税返礼品審査会」で決定します。
- お問い合わせ先 役場 まちづくり政策課 ふるさと納税推進係 482-2923
- 既に返礼品協力事業者となられている方は、あらためての応募は不要ですが、返礼品を変更、追加される場合のみ応募をお願いします。

問い合わせ先／役場まちづくり政策課ふるさと納税推進係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 3（課直通）

町運転免許証返納支援事業

運転免許証を自主返納した方に乗車券などを交付

交通事故のない安心して暮らせるまちづくりを推進するため、運転免許証自主返納した高齢者の方などが、マイカーに依存することなく移動できるよう、交通費などの一部を支援します。

交付対象者

次のすべての項目に該当する方が対象です。

- 本町に住民登録されている65歳以上の方、または障がい者手帳をお持ちの方
- 町税などを滞納していない方
- 町暴力団排除条例に定める暴力団員などでない方

※運転免許証を自主返納した日から1年以内に申請が必要です。

交付されるもの

- 阿寒バス回数券 ●摩周ハイヤー乗車券 ●摩周湖スタンプ商品券

※この中から合計2万円分を交付します。

申請方法

役場環境生活課に次の必要書類を提出してください。

- 本人であることが確認できる書類
(運転免許経歴証明書・健康保険証・介護保険証・マイナンバーカードなど)

- 印鑑
- 申請による運転免許証の取り消し通知書

※申請後、2週間程度で本人に通知します。



問い合わせ先／役場環境生活課生活係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4（課直通）